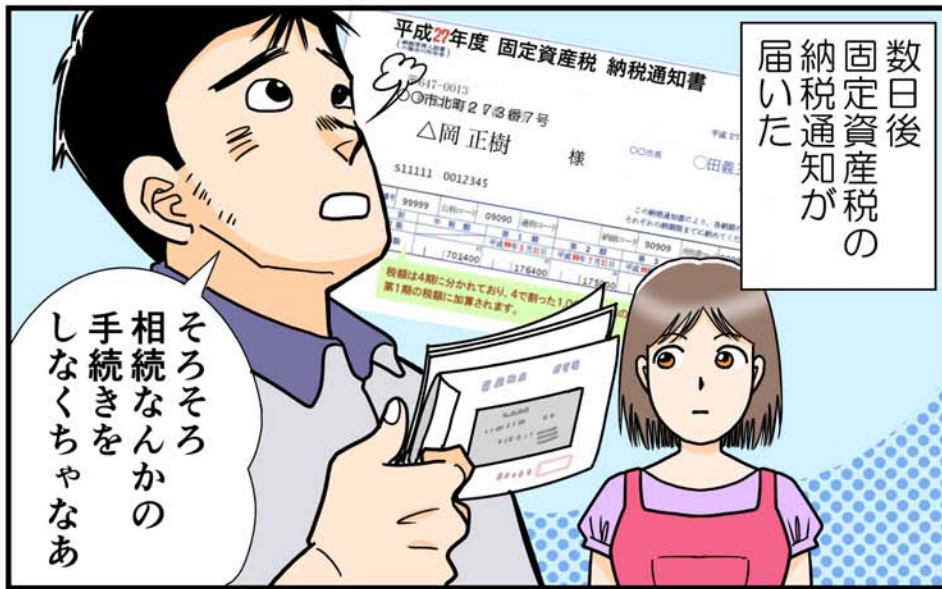
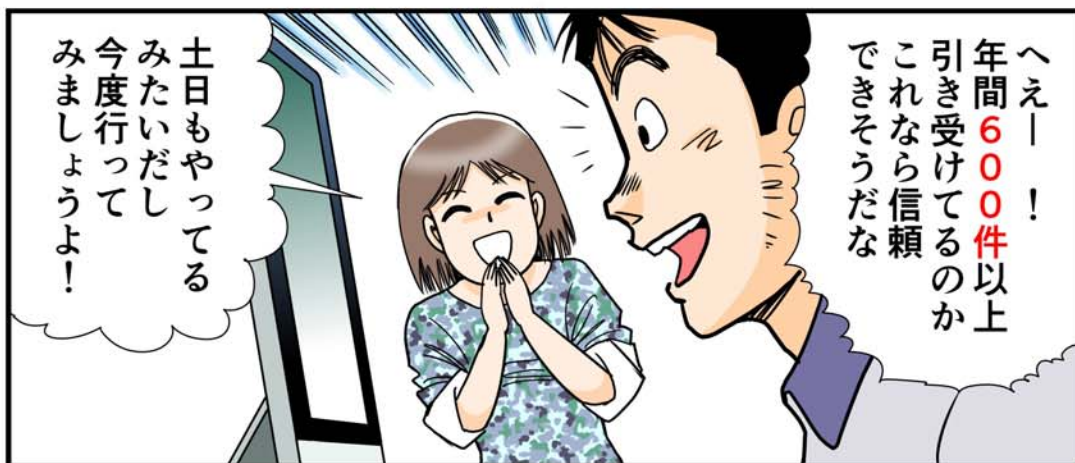


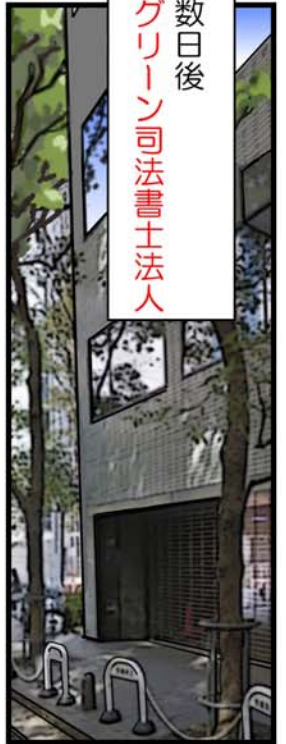
# 漫画でわかる相続手続き



そこで  
 相続に関する  
 ハウツー本を  
 いくつか買って  
 きたのだが……



数日後  
グリーン司法書士法人



私が担当の  
山田です

本日は  
ご来所  
ありがとうございます  
ございます

まず  
家族関係や  
遺産の概要を  
うかがわせて  
いただきます

★ 相続開始時に気をつけること ★

- ・ 遺言書の有無
- ・ 負債の有無
- ・ 相続人の中で意思能力のない人の有無
- ・ 相続人の中で連絡が取れない人の有無
- ・ 相続税申告の必要の有無

相続開始時にまず  
気をつけることは  
次のような点です  
これらの事情があると  
その後の相続手続きが  
大きく変わって  
まいります



また  
費用に関しての  
わかりやすい説明や  
予期せぬ事態が  
発生した場合の  
対処方法も  
聞くことができた

どうする？  
安心して依頼  
できそうじゃ  
ないか

そうですね  
お願いしましょうよ  
あなた



その後準備が  
必要な資料の  
詳細な説明を  
受け……

- 遺言書
- 戸籍(除籍)謄本
- 相続人全員の印鑑証明書
- 金融機関所定の手続き書類
- 固定資産税納税通知書
- 登記申請の所定書類
- 不動産権利書

これら大半の書類は  
グリーン事務所が  
代行取得いたします



こうして不動産や各種金融資産の名義変更手続きと

提携税理士による相続税申告手続きを依頼することにした

依頼後は電話やメールで進捗報告が受けられたので手続きがどの程度進んでいるのかわちやんと把握できた



そして...  
ご依頼いただいた金融資産の受け取り手続き及び不動産の名義変更

相続税の期限内申告などがすべて完了いたしました



いやあ相続税業務専門の税理士さんを紹介いただいたので税額を低く抑える遺産分割の方法をアドバイスしてもらえました



やはり生前から家族円満のための相続対策や相続税の対策をきちんとしておくことは大切ですね

亡くなってからでは間に合いませんぜひ生前に無料相談を活用していただきたいと思いますね！